

平成 27 年度第 2 回理事会議事録

日 時 平成 27 年 6 月 3 日 (水) 14:00～

場 所 日本体育協会 理事・監事室

出席者 <理事>
森正博、監物永三の各副会長、
岡崎助一専務理事、泉正文常務理事、
植山勝秀、大野敬三、翁長良成、片野裕、川島雄二、後藤裕明、柴田益孝、
白髭俊穂、竹田恒和、丹羽治夫、林辰男、平田竹男、不老浩二、分木秀樹、
ヨーコ ゼッターランドの各理事
<監事>
中村正彦監事

理事総数 28 名、うち出席 19 名で、定款第 37 条に基づき理事会成立。

張会長が欠席となったため、定款第 36 条第 2 項により、森副会長が議長となり議事に入った。

議 案

第 1 号 平成 26 年度事業報告及び決算について (岡崎専務理事・川島理事)

本会は、創立 100 周年を契機に「スポーツ宣言日本」を発表した。平成 25 年度には、同宣言に示した 3 つのスポーツの使命の達成に向けた今後 10 年の方策として、「21 世紀の国民スポーツ推進方策—スポーツ推進 2013—」を策定し、平成 26 年度は、同推進方策の基本理念である「スポーツ立国の実現」に向け、各種事業を積極的・効果的に推進した。

また、2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向け、関係機関への協力等を行ったほか、スポーツ団体のガバナンスの確立・向上と暴力行為等の根絶に向け、新たに「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」を設置した。

事業内容は、「国民体育大会等開催事業」では、第 69 回国民体育大会（長崎県）及び第 70 回国民体育大会冬季大会（群馬県）を実施するとともに、「21 世紀の国体像～国体ムーブメントの推進～」の具現化に向けた取組を行ったほか、「日本スポーツマスターズ 2014 埼玉大会」を、水泳競技をはじめとする計 13 競技により実施した。

「スポーツ指導者・組織育成事業」では、各種スポーツ指導者養成事業・研修事業及びスポーツ指導者の活用と活動促進を図るための諸事業、「総合型地域スポーツクラブ育成事業」では、総合型地域スポーツクラブの創設と自立するための各種支援事業をそれぞれ実施したほか、東日本大震災復興支援事業では、被災地の復興支援を目的に、「スポーツこころのプロジェクト」をはじめとする各種の支援措置及び事業を実施するなど、国民一人ひとりの多様なスポーツへの関わりを支援し、円滑にスポーツに参画できる環境整備に取り組んだ。

「国民スポーツ推進 PR 事業」では、情報誌「Sports Japan」の発行をはじめとする各種広報事業を行うとともに、「フェアプレイで日本を元気に」キャンペーンの一環として「日本フェアプレイ大賞 2014」として、最も優れた「フェアプレイ・ストーリー」を表彰するなど、各種広報事業の積極的な展開を通

じて、フェアプレー精神が周知・理解され、人々の相互尊敬や相互理解を推し進め、スポーツによる社会貢献活動の醸成に努めた。

「スポーツ顕彰事業」では、公認スポーツ指導者顕彰事業、日本スポーツグランプリ顕彰事業等の4事業を実施した。

「スポーツ国際交流事業」では、韓国、中国、ドイツとの各種交流事業等の実施を中心として積極的に異文化理解を進めるなど、諸外国との友好親善に努めた。

「青少年スポーツ育成事業」では、「日本スポーツ少年団 第9次育成5か年計画」の第3年次として諸事業を行い、青少年のスポーツへの参画を促進し、スポーツの楽しさ・喜びの体感の機会を提供するとともに、公正で豊かな地域社会への創造に寄与する機運の醸成に取り組んだ。

「スポーツ医・科学研究調査事業」では、アクティブ・チャイルド・プログラムの普及・啓発などの各種プロジェクト研究事業を、年次計画に基づき実施した。

また、「スポーツ会館管理運営事業」「マーケティング事業」「出版物等販売事業」を計画のとおり実施した。

「その他本会が推進する事業・活動」では、2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向け、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会と連携して様々な支援を行うとともに、オリンピックムーブメントの実現に向けたアクション&レガシープラン計画策定の協力等を行ったほか、スポーツ団体のガバナンスの確立・向上と暴力行為等の根絶に向けた諸活動を積極的に実施するため、一般社団法人日本スポーツ法支援・研究センターと協力し、新たに「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」を設置し、加盟団体等と連携して相談対応に取り組んだ。

「財政の確立」への取組では、安定した本会財政の確立のため、加盟団体をはじめ、組織・機関及び関係者の理解と協力を得て、財源の確保に積極的に取り組んだ。

次に、平成26年度決算について、公益法人会計基準に準拠した「貸借対照表」「貸借対照表 内訳表」「正味財産増減計算書」「正味財産増減計算書 内訳表」「キャッシュ・フロー計算書」「財務諸表に対する注記」「附属明細書」「財産目録」の財務諸表等を作成し、その内容について次のとおり説明した。

「貸借対照表」では、「資産の部」の「流動資産」として、前年度比1億7千1百14万8千5百67円増の9億7千9百89万2千6百40円となった。

「固定資産」は、前年度比7千7百71万4千9百2円増の40億6千5百47万2千8百6円となったことから、「流動資産」と「固定資産」を合わせた資産の合計は、前年度比2億4千8百86万3千4百69円増の50億4千5百36万5千4百46円となった。

「負債の部」では、「流動負債」が、前年度比2億2千6百21万2千6百45円増の10億4百4万4千2百63円、「固定負債」が、前年度比1千9百56万3千3百99円減の4億8千6百19万5百86円となったことから、「流動負債」と「固定負債」を合わせた負債の合計は、前年度比2億6百64万9千2百46円増の14億9千23万4千8百49円となった。

以上から、「正味財産合計」は、前年度比4千2百21万4千2百23円増の35億5千5百13万5百97円となった。

「正味財産増減計算書」について、「一般正味財産増減の部」では「経常増減の部」における「経常収益」が、前年度比 32 億 2 千 4 百 62 万 8 千 78 円減の 43 億 3 百 82 万 6 千 2 百 35 円となり、「経常費用」が、前年度比 32 億 9 千 6 百 96 万 8 千 9 百 60 円減の 42 億 6 千 2 百 88 万 1 千 2 百 12 円となったことから、「経常増減額」はプラス 6 千 2 百 72 万 3 千 5 百 23 円となった。

「経常外増減の部」では、「経常外費用」に貯蔵品除去損として 5 万 7 千 4 百円を計上し、「経常外増減額」はマイナス 5 万 7 千 4 百円となった。

また、法人税、住民税及び事業税は、前年度比 1 千 8 百 36 万 6 千 5 百円減の 1 千 9 百 25 万 1 千 9 百円となった。

従って、「一般正味財産増減額」は、プラス 4 千 3 百 41 万 4 千 2 百 23 円となる。

以上から、「一般正味財産期末残高」は、前年度比 4 千 3 百 41 万 4 千 2 百 23 円増の 34 億 1 千 7 百 72 万 2 千 6 百 37 円となった。

「指定正味財産増減の部」では、「指定正味財産増減額」がマイナス 1 百 20 万円となったため、「指定正味財産期末残高」は、前年度比 1 百 20 万円減の 1 億 3 千 7 百 40 万 7 千 9 百 60 円となった。

従って、「正味財産期末残高」は、前年度比 4 千 2 百 21 万 4 千 2 百 23 円増の 35 億 5 千 5 百 13 万 5 百 97 円となった。

このほか、公益財団法人として公益目的事業については、「収支相償」として収益と費用の差がゼロあるいはマイナスになることが求められるが、「正味財産増減計算書内訳表」の「評価損益等調整前当期経常増減額」において、「公 2（スポーツ指導者・組織育成事業）」は、6 千 5 百 64 万 3 千 2 百 84 円の黒字、「公 9（スポーツ会館管理運営事業）」は、2 千 8 百 60 万 1 千 4 百 27 円の黒字となり、収支相償を満たしていない。

また、「税引前当期一般正味財産増減額」の公益目的事業会計小計欄における公益目的事業全体の収支相償の状況でも、5 千 9 百 68 万 2 千 7 百 67 円の黒字となり、公益目的事業全体で見た場合でも、収支相償を満たしていない。

これらの収支相償に係る措置として、内閣府公益認定等委員会が定める「公益認定等に関する運用ガイドライン」に基づき、収支相償を満たさない剰余金相当額については、本会の公益目的保有財産への積立額を増額することにより、公益目的事業全体としての収支相償に対応することとした。

なお、本会における公益目的保有財産とは、会館建替準備のための引当資産のこととなるため、平成 26 年度決算の状況を考慮し、予算時に計上した 3 千万円に 2 千万円を加えて、合計 5 千万円の積立とした。これまでの積立額合計残高は、平成 25 年度 7 千万円、平成 26 年度 5 千万円の計 1 億 2 千万円となる。

以上より、「税引前当期一般正味財産増減額」における公益目的事業会計の残高は 5 千 9 百 68 万 2 千 7 百 67 円の黒字であるが、会館建替準備引当資産の当期引当額 5 千万円を差し引き、収支相償を満たしていない額は、9 百 68 万 2 千 7 百 67 円となり、この額は、9 つの公益目的事業を一本化する平成 27 年度、指導者育成に係る取り組みの拡大等により解消するよう対応していく。

その他財務諸表等について説明し、事業報告及び決算案について諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。なお、本件については、来る 6 月 24 日開催の平成 27 年度定時評議員会に付議することとした。

平成27年度予算については、去る3月25日開催の平成26年度臨時評議員会において、公営競技等補助金・助成金の内定及び決定があり次第、第1次補正予算を編成し、改めて審議する旨の承認を得ていた。その後、各種補助金・助成金等の内定・決定を受けたこと、寄付金収入においてスポーツこころのプロジェクト寄付金の減額が見込まれること、登録料収入において公認スポーツ指導者登録料等の減額が見込まれること、事業収入において参加料、事業負担金収入の減額が見込まれるが、審査料、認定料収入の増額が見込まれること、前年度決算における繰越金を計上したこと、さらに、各種事業規模等の見直しを行うとともに、会館建替準備のための特定資産を計上したこと等により、第1次補正予算を編成した。

第1次補正予算編成の主な変更内容としては、「事業活動収支の部」では、「事業活動収入」の「補助金等受入収入」において、文部科学省委託金、スポーツ振興基金助成金、スポーツ振興くじ助成金等の減額により、7千3百91万2千円減の19億2千2百65万1千円を計上した。「寄付金収入」では、スポーツこころのプロジェクト寄付金の減額を見込み、1百万円減の2億9千20万7千円を計上した。「登録料収入」では、公認スポーツ指導者更新登録者数の減を見込み、1千6百万円減の7億5千9百41万5千円を計上した。「事業収入」では、事業規模見直しによる参加料や事業負担金収入の減を見込んでいるが、審査料、認定料収入の増額が見込まれるため、1千1百78万3千円増の12億9千9百86万5千円を計上した。以上から、「事業活動収入計」は、7千9百12万9千円減の43億8千4百51万8千円となった。

「事業活動支出」では、「事業費支出」として、日独スポーツ少年団同時交流派遣の規模縮小に伴う減額、総合型地域スポーツクラブ自立・クラブマネージャー設置支援の助成規模縮小に伴う減額、スポーツニュース配信費、フェアプレイキャンペーン業務委託費の見直しに伴う減額、「収益事業共通」における法人税の減額計上などから、9千8百万6千円減の42億6千9百60万2千円を計上した。また、「管理費支出」として、人件費における臨時雇賃金の減額、事務諸費における消耗品費・備品費等の減額により、7百10万2千円減の1億2千3百60万5千円を計上した。以上から、「事業活動支出計」は、1億5百10万8千円減の43億9千3百20万7千円となった。

「投資活動収支の部」では、「投資活動支出」において、「会館建替準備引当特定資産」として3千万円を計上したことから、「投資活動支出計」は1億1千9百21万1千円を計上した。

以上、収入における「事業活動収入」「投資活動収入」の合計額と、支出における「事業活動支出」「投資活動支出」「予備費」の合計額は、4百2万1千円の支出超過となるが、平成26年度からの前期繰越収支差額4百2万1千円を充当し、収支同額としている。

次に、補正予算書（損益計算ベース）における「一般正味財産増減の部」では、「経常増減の部」の「経常収益計」が43億8千4百51万8千円となり、「経常費用」の「経常費用計」は、43億9千5百96万3千円となった。

「経常費用」では、「賞与引当金繰入」「退職給付費用」「減価償却費」等の損益計算書上の費用科目を計上したことにより、「当期経常増減額」は、1千1百44万5千円の費用超過となった。

また、法人税、住民税及び事業税 2 千 5 百万円の計上によって、「当期一般正味財産増減額」は、3 千 6 百 44 万 5 千円の減となった。

以上のとおり、平成 27 年度補正予算（案）について諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

なお、本件については、来る 6 月 24 日開催の平成 27 年度定時評議員会に付議することとした。

第 3 号 平成 27 年度定時評議員会の開催について (川島理事)

6 月 24 日（水）に開催する平成 27 年度定時評議員会での議案は、「議長の選出」「議事録署名人の選出」、「平成 26 年度事業報告及び決算」、「平成 27 年度第一次補正予算」、「次期役員を選任」、「評議員候補者の推薦」、「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程の改定」、「本会への加盟申請競技団体」を予定している。今後、定時評議員会開催までに、議案の追加などが生じた場合は、張会長に一任いただく旨を諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

第 4 号 次期学識経験評議員候補者の選定について (岡崎専務理事)

去る 1 月 14 日開催の平成 26 年度第 5 回理事会において、「評議員及び役員選任規則」第 2 条第 2 号に定める学識経験評議員候補者の人選については張会長及び岡崎専務理事に一任されていた。候補者については、法人運営上の広い見識を有していること、スポーツ立国の実現を目指した国民スポーツの推進事業に対する理解があることを観点に、下記の 12 名を選定した。ついては、今後開催される評議員選定委員会に候補者を推薦する旨を説明し、これを諮り、原案どおり出席理事（選定対象となっている森正博氏を除く）全員一致で可決された。

<学識経験評議員候補者：12 名>

荒川昇氏、石黒克巳氏、金子正子氏、久保博氏、河野一郎氏、佐藤広氏、帖佐寛章氏、寺澤正孝氏、日枝久氏、日比野弘氏、森正博氏、森保彦氏

第 5 号 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程の改定について (川島理事)

本会では、これまで、役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程により、常勤役員の勤務については、「事務局職員に準じた勤務をする者」と定めていた。事務局職員においては、定年後再雇用規程が整備され、本人の諸事情を考慮した勤務体制にするなど、勤務形態の多様化に対応してきた。

このような状況の中、事務局職員に準じて勤務すると定めた常勤役員においても、勤務の形態等について、次のとおり条文を変更する旨を説明した。

第 1 条「目的」は、現行の定款に合わせ、条文の番号を変更する。

第 2 条「役員等」は、勤務形態の多様化に対応するため、「毎週定期的に勤務をする者」との表現に修正する。

以上、本規程を改定することについて、これらを諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

なお、本件については、来る 6 月 24 日開催の平成 27 年度定時評議員会に付議することとした。

第 6 号 本会への加盟申請競技団体について (不老理事)

去る 5 月 22 日に、「公益社団法人日本ペタンク・ブール連盟」から本会に提出された加盟申請書に基づき、去る 5 月 25 日開催の平成 27 年度第 1 回「加盟・

栄典部会」において審査した結果、「全国統括団体としての資格」及び「組織機構の内容」等において、本会が示す加盟団体基準を満たしていることを確認した旨を説明。

については、「公益社団法人日本ペタンク・ブール連盟」を加盟団体とすることについて諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

なお、本件は評議員会への付議事項であることから、来る6月24日開催の定時評議員会に諮ることとした。

報告事項

1. 会務関係

(1) 平成27年度春の勲章受章者について (不老理事)

去る4月29日に発表された勲章受章者において、本会から推薦した佐野和夫氏（日本水泳連盟元会長）が旭日小綬章を、國分孝雄氏（日本トライアスロン連合副会長）が旭日双光章を受章された旨を報告。

(2) 平成27年度企業協賛について (川島理事)

「JASA スポーツ・アクティブ・パートナー・プログラム」の2つのカテゴリーのうち、「オフィシャルパートナー」は、昨年同様の8社となった。8社の「オフィシャルパートナー」のうち6社から国体パートナープログラムの協賛を別途いただいている。

「オフィシャルサプライヤー」は、昨年度から1社増の5社となった。

さらに、「日本スポーツマスターズ2015石川大会」の協賛企業では、「オフィシャルスポンサー」3社、「大会サプライヤー」1社、「大会サポーター」1社となった旨を報告。

2. 国際交流事業関係

(1) 第19回日韓スポーツ交流事業成人交歓交流（派遣）の終了について (泉常務理事)

去る5月14日から20日までの7日間、分木理事を団長として、本年度、日本スポーツマスターズの開催地となる石川県と来年度同大会開催地である秋田県から推薦された日本団選手、総勢184名を韓国へ派遣し、スポーツ交流を通じ、親善と友好の成果を上げ、無事に帰国した旨を報告。

なお、本事業の受入については、本年9月に石川県にて開催される、日本スポーツマスターズ2015で、韓国選手団を受け入れる旨も併せて報告。

引き続き、派遣団団長の分木理事から、天候に恵まれ、競技も滞りなく実施でき、本交流の担う役割を再確認したとの感想が述べられた。

(2) TAFISA ワールドコンGRESS 2019 の開催招致について (岡崎専務理事)

本会は、健康・体力づくり事業財団、笹川スポーツ財団及び日本レクリエーション協会の3団体とともに、日本スポーツ・フォー・オール・協議会(TAFISA-JAPAN)を構成し、生涯スポーツ振興の国際組織である国際スポーツ・フォー・オール協議会、(TAFISA) に加盟している。

TAFISA は、世界130カ国に200を超える団体を持つスポーツ・フォー・オールの国際統括団体である。TAFISA-JAPAN は、TAFISAが行う諸活動に協力するとともに、諸活動を通して、国内における生涯スポーツの振興に寄与している。

去る3月に開催のTAFISA-JAPAN理事会にて、2019年に、TAFISAが主催し、開催国のスポーツ振興組織が主管組織となって開催するワールドコングレスの開催を東京へ招致することに決定した。

今後は、招致に関わる申請書類の提出期限である7月16日までに必要な手続きを行うとともに、来る10月にハンガリーで開催される第24回ワールドコングレスでの招致プレゼンテーションの準備を進める。

2019年の開催地は、本年10月に開催されるTAFISAの総会にて決定されることから、本件の動向や準備対応については、今後の理事会で進捗状況を説明する旨を報告。

3. 日本スポーツマスターズ関係

(1) 日本スポーツマスターズ2016秋田大会の日程と競技会場について (不老理事)

平成28年開催の日本スポーツマスターズ2016秋田大会の会期については平成26年度第6回理事会において報告、了承を得ているが、その後の秋田県及び県競技団体との調整により、全13競技の日程、会場地及び競技会場が決定し、去る6月1日開催の日本スポーツマスターズ委員会において了承された旨を報告。

(2) 日本スポーツマスターズ2017兵庫大会の会期及び日程と競技会場について

(不老理事)

平成29年開催の日本スポーツマスターズ2017大会の開催地は、平成26年度第4回理事会において、兵庫県に決定しているが、会期については、当該年に開催される第72回国民体育大会(愛媛県)等と重複を避けることを念頭に、兵庫県と協議してきた。

その結果、基本日程を平成29年9月15日(金)から19日(火)までの5日間の開催とし、水泳競技については9月9日(土)、10日(日)の2日間、ゴルフ競技については9月13日(水)から15日(金)までの3日間の開催とした旨を報告。

また、兵庫県では大会会期の調整と併せ、県競技団体及び会場地の調整も整い、全13競技の日程、会場地及び競技会場が決定し、去る6月1日開催の日本スポーツマスターズ委員会において了承された旨を報告。

その他

・会議日程について

(川島理事)

平成27年度定時評議員会については、来る6月24日(水)、14時から品川プリンスホテル・メインタワー17階「オパール」にて開催する旨、連絡。

また、当日は、定時評議員会終了後に、選任された次期役員で臨時理事会を開催し、その後16時から行う評議員懇談会で臨時理事会で決定した各種事項を報告する予定である旨を連絡。

以上の諸報告をいずれも了承後、15時10分に閉会。